

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十七号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十七号の二(中)中「規定による」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を加え、同号(中)を同号(四)とし、同号(中)中「規定による」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を加え、同号(中)を同号(五)とし、同号(中)中「第二十四条第三項の規定による」を「第二十四条第五項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(六)中「第二十四条第二項の規定による」を「第二十四条第四項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は」に、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(七)中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、「第一種フロン類回収業者」の下に「（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）」を加え、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)の前に次のように加える。

(八) 第二十四条第一項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者に対する書面の交付等に係る遵守勧告

(九) 第二十四条第二項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者に対する引取証明書に係る遵守勧告

第七条第二項第二十七号の二(中)中「規定による」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は」を加え、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、同号(五)を(六)とし、(六)を(五)とし、(五)の前に次のように加える。

(四) 第十四条の規定による第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧

第七条第二項第四十二号中「第二十七号の二(九)」を「第二十七号の二(五)」に改める。

第七条第四項第八十八号(一)中「第六条の二第三項」を「第六条の二第十項」に、「報告の受付」を「確認審査報告書等の受理」に改め、同号(二)中「第六条の二第四項」を「第六条の二第十一項」に改め、同号(三)中「報告の受付」を「完了検査報告書等の受理」に改め、同号(四)中「報告の受付」を「中間検査報告書等の受理」に改め、同号(五)中「整備」の下に「及び保存」を加え、同号(六)中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同号(六)中「第十八条第十四項」を「第十八条第二十三項」に改め、同項第九十六号(一)中「第三十一條の二第二項第十四号ハ、第六十二條の三第四項第十四号ハ」を「第三十一條の二第二項第十五号ハ、第六十二條の三第四項第十五号ハ」に改め、同号(二)中「第三十一條の

